

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○宮城県地域医療計画の変更	一	(医療政策課)
○公有水面埋立てのしゅん功認可	一	(水産業基盤整備課)
○保安林の指定の予定	二	(森林整備課)
○道路の供用開始	二	(道路課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	二	(都市計画課)
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	二	(大河原地方振興事務所)
○土地改良区役員の退任の届出	三	(同)
○土地改良区の定款変更の認可	四	(北部地方振興事務所)
○開発行為に関する工事の完了	四	(建築宅地課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	四	(契約課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	四	(教育企画室)
○公安委員会		
○警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格者審査の実施	五	
○宮城県告示第六百十六号		
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六第一項の規定により、宮城県地域医療計画を変更したので、同法三十条の四第十八項の規定に基づき、告示する。		
なお、変更後の宮城県地域医療計画は、令和四年九月二日から一か月間行政庁舎地下一階の県政情		

告 示

報センター及び各地方振興事務所(仙台地方振興事務所を除く)の県政情報コーナーへ配架するほか、県ホームページで公開することによって、一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和四年八月二十五日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種伊里前漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字町向一四八番二に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1.5メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

○メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 宮城県本吉郡南三陸町歌津字町向一五〇番地内に埋設した鉄(北緯三八度四二分五

四・五八三一秒、東経一四一度三一分一九・九一九〇秒)を起点KT一二点とし、

KT一二点から二七一度三二分五七秒、一四・四六〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二六八度五〇分一一秒 六・〇〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三五八度二二分一三秒 三〇・四三〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三五八度二四分四四秒 一四・二九〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一二度一七三分三八秒 二・〇一〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二八五度〇六分一三秒 三・一五〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二八四度一分四九秒 〇・七八〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 一二度〇〇分五八秒 〇・二六〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 九九度一〇分四二秒 九・四五〇メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から 一七八度五八分三五秒 四一・九八〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 八九度一〇分三三秒 〇・四二〇メートルの地点

3 面積

二七五・九〇平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

令和二年四月二十日

宮城県(水整) 指令第二号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

南三陸町

○宮城県告示第六百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九條の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町大内字山屋敷一八、一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字山屋敷一八・一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年九月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	栗駒金成線	栗原市金成藤渡戸清水尻三五番地先から同市金成藤渡戸東沢無番地先まで	令和四年九月五日

○宮城県告示第六百二十号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十七項の規定により、柴田郡村田町菅生土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年九月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 志 賀 慎 治

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和四年四月一日	小山 昭 一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事

二 退任した者

令和四年三月三十一日	令和四年三月三十一日	鈴木健治	柴田郡村田町大字菅生字町西裏七番地	理事
令和四年三月三十一日	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	小山昭一	柴田郡村田町大字菅生字余柄八番地	理事
令和四年四月一日	高橋利幸	柴田郡村田町大字菅生字北向六十一番地二	柴田郡村田町大字菅生字道海前山一	監事
令和四年四月一日	小林秀安	柴田郡村田町大字菅生字中細倉二十	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番	監事
令和四年四月一日	八巻健太郎	柴田郡村田町大字菅生字道海前山一	柴田郡村田町大字菅生字折越二十番	監事
令和四年四月一日	平間照男	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
令和四年四月一日	佐々木健次	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	柴田郡村田町大字菅生字長坂四十九番地	理事
令和四年四月一日	小林公一	柴田郡村田町大字菅生字平四郎内一番地	柴田郡村田町大字菅生字宮脇三十三番地	理事
令和四年四月一日	佐藤俊信	柴田郡村田町大字菅生字平四郎内一番地	柴田郡村田町大字菅生字原十八番地	理事
令和四年四月一日	大泉幸定	柴田郡村田町大字菅生字原十八番地	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
令和四年四月一日	小林明弘	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
令和四年四月一日	伊藤定	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	柴田郡村田町大字菅生字宮脇三十三番地	理事
令和四年四月一日	佐藤芳廣	柴田郡村田町大字菅生字宮脇三十三番地	柴田郡村田町大字菅生字原十八番地	理事
令和四年四月一日	高橋洋一	柴田郡村田町大字菅生字原十八番地	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
令和四年四月一日	高橋睦男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
令和四年四月一日	小林吉廣	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	柴田郡村田町大字菅生字三本木九番地	理事
令和四年四月一日	北島勝夫	柴田郡村田町大字菅生字三本木九番地	柴田郡村田町大字菅生字町西裏七番地	理事
令和四年四月一日	鈴木健治	柴田郡村田町大字菅生字町西裏七番地		理事

退任した者

令和四年九月二日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 志賀慎治

○宮城県告示第六百二十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川崎町土地改良区
役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和四年三月三十一日	北島勝夫	柴田郡村田町大字菅生字三本木九番地	理事
令和四年三月三十一日	小林吉廣	柴田郡村田町大字菅生字原十八番地	理事
令和四年三月三十一日	高橋睦男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
令和四年三月三十一日	高橋洋一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
令和四年三月三十一日	佐藤芳廣	柴田郡村田町大字菅生字宮脇三十三番地	理事
令和四年三月三十一日	小林明弘	柴田郡村田町大字菅生字平四郎内一番地	理事
令和四年三月三十一日	小林孝吉	柴田郡村田町大字菅生字宮田二十番地	理事
令和四年三月三十一日	大泉修一	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
令和四年三月三十一日	大泉幸定	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
令和四年三月三十一日	小林公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
令和四年三月三十一日	石山春男	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
令和四年三月三十一日	佐々木健次	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事
令和四年三月三十一日	八巻健太郎	柴田郡村田町大字菅生字道海前山一	監事
令和四年三月三十一日	太田勝夫	柴田郡村田町大字菅生字中細倉二十	監事
令和四年三月三十一日	小林秀安	柴田郡村田町大字菅生字余柄八番地	監事

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和四年七月三十一日	小原 迪	柴田郡川崎町大字支倉字西原三十八番地	理事

○宮城県告示第六百二十三号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、令和四年八月十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年九月二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 佐々木 均

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年九月二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館熊野堂字岩口中六番二、七番一、七番六の各一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市太白区西中田六丁目十六番二十六号セジュールワタナベ二〇三
吉田 純

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 i Pad用接続キーボード 一万二千八百十六台

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和四年八月十日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目十五番十二号

- 五 落札金額 三千七百二十九万四千五百六十円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 令和四年七月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育情報システム（SWANIV）構築及び賃貸借等業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和四年八月十九日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南二丁目二番七十号

- 五 落札金額 二十八億六千五百四十万四千四百円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 令和四年七月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年九月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育情報システム（SWANIV）回線使用等業務 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和四年八月十九日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本通信ネットワーク株式会社 東京都千代田区内神田二丁目三番四号

- 五 落札金額 三億五千九百六十四万四千円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和四年七月五日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第104号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和4年9月2日

宮城県公安委員長 山口 哲男

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
 - (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- 2 実施日時
令和4年10月5日（水）午前9時30分から
- 3 実施場所
仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県警察本部
- 4 審査定員
前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級合わせて20人とする。

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

- (1) 空港保安警備業務1級
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
 - (6) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (7) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (8) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
 - (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- 6 審査内容
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）。
- 7 事前申込み
(1) 受付専用電話
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを

受け付ける（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取）。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和4年9月12日（月）から同月16日（金）までの5日間（9月12日から同月15日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。

8 申請手続き

事前申込みを行い予約番号を取得した者は、次により申請手続を行うこと。

(1) 申請受付期間

令和4年9月20日（火）から同月27日（火）までの祝日、土曜及び日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。
なお、郵送及び代理人による提出は受け付けないこととする。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定期別記様式）1通

イ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

エ その他

（フ）住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を陳明する書面1通

（ク）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを陳明する書面1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全企画課

11 その他

(1) 審査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。

(2) 受検に当たっては、感染対策（マスクの着用、手指のアルコール消毒等）を徹底すること。